

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

職員の勤務時間の割振り変更の運用について

青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号。以下「勤務時間訓令」という。）第3条に基づく職員の勤務時間の割振り変更及び第4条第2項に基づく特別の形態によって勤務する必要のある職員の日勤日の勤務時間の割振り変更に係る運用については、下記のとおり令和3年1月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「青森県警察時差出勤実施要領の制定について」（平成30年12月18日付け警務第342号）は令和2年12月31日をもって廃止する。

記

1 対象となる勤務

(1) 通常勤務

勤務時間訓令第2条第1項に規定する勤務時間及び休憩時間について、勤務時間訓令第3条の規定に基づき、勤務時間の割振りを変更する場合

(2) 毎日勤務及び交替制勤務の日勤

勤務時間訓令第4条第1項に規定する別表の基準のうち、日勤の勤務時間及び休憩時間について、勤務時間訓令第4条第2項の規定に基づき、勤務時間の割振りを変更する場合

2 業務上の都合による勤務時間の割振り変更

(1) 該当性の条件

ア 業務の条件

上記1の勤務時間以外の時間に命じる必要がある勤務（以下「時間外勤務」という。）が、あらかじめ計画できるものであること（祭り雑踏警備、計画的な張り込み捜査等）。

イ 勤務時間に係る条件

勤務時間の割振りに際しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）、職員の勤務時間、休日及び休暇（平成7年7月青森県人事委員会規則13-8）及び勤務時間訓令の規定に基づき、

○ 1週間の勤務時間は38時間45分、週休日は2日（毎日勤務、交替制勤務の場合は、週休日は4週間に8日又は3週間に6日の割合で所属長が定める日とする。）

○ 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分又は1時間、

7時間45分を超える場合においては1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置くこと。

- 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- 1回の勤務に割り振られる時間が16時間を超えないこと。

とするほか、

- 勤務時間の割振り変更は、同一週内で行うものとする。
- 1日の勤務時間の一部を別の日に割り振る場合は、前後の勤務日にのみ割り振りすること。

とする。

(2) 手続

ア 所属長は、別表に掲げる勤務時間以外の勤務時間の割振り変更を実施しようとする場合は、(1)ア及びイの条件を具備した勤務時間の割振りについて、おおむね2週間前までに、別記様式第1号により警務課長を経由して本職に承認申請を行うものとする。

イ 所属長は、別表に掲げる勤務時間の割振り変更（交替制勤務の日勤の勤務時間の割振り変更については、別表No. 1からNo. 27までの割振り変更に限る。）の実施について、業務の条件を具備している場合は、本職への承認申請を不要とする。

ウ アの承認が下りた場合又はイの場合による勤務時間の割振り変更について、職員に実施させる場合は、別記様式第2号により実施状況を明らかにした上で、速やかに青森県警察勤務管理システム（以下「勤務管理システム」という。）に登録すること。

3 ワークライフバランス推進のための勤務時間の割振り変更（時差出勤）

上記2にかかわらず、別表に掲げるNo. 8から13までの勤務時間については、職員のワークライフバランスの推進を図るため、本職への承認申請を不要とし、所属長が割り振ることができるものとする。

- (1) 所属長は、毎月、所属職員の意見を徴した上で、別記様式第2号に、翌月の時差出勤の実施状況を明らかにした上で、勤務管理システムに登録すること。
- (2) 職員は、月の中で割り振られた勤務区分に変更が生ずることとなったときは、速やかに所属長に報告し、承認を得るものとする。
- (3) 所属長は、職員から(2)の報告を受け、承認した場合、又は業務上の必要により、勤務時間の割振りを変更する場合には、別記様式2の変更欄に変更内容を明らかにした上で、勤務管理システムの登録内容を修正すること。

4 運用上の留意事項

- (1) 勤務時間の割振り変更を実施する際には、午前8時30分から午後5時15分までの通常勤務の時間帯における各所属の体制に影響がないよう留意すること。
- (2) 宿直勤務日及び宿直明けの勤務日については、宿直明けの勤務の負担軽減制度の趣旨を踏まえ、勤務時間の割振りはしないこと。
- (3) 勤務時間の割振り変更をした勤務日に年次休暇を取得する場合は、原則時間単位で取得すること。ただし、時差出勤については、勤務日の終日を年次休暇とす

る場合は、1日単位で取得すること。

- (4) 割振り変更した時間帯は、正規の勤務時間となるので、時間外勤務手当の支給対象とならないほか、午後10時から翌日午前5時の時間帯（以下「夜間の時間帯」という。）に割振り変更した場合は、夜間勤務手当の支給対象となることから、各種手当の支給に誤りのないようすること。

なお、予算管理上、夜間の時間帯への勤務時間の割振り変更については、その実施期間、実施人数により、警務課給与係との協議を要する可能性があることに留意すること。

- (5) 勤務時間の割振り変更は、あらかじめ計画できる場合に認められるものであることから、緊急の事案対応等の時間外勤務について、事後的に勤務時間の割振り変更はできないことに留意すること。

本件担当 警務課企画係
給与係

※ 別記様式省略

別表

勤務時間の割振り類型一覧

No.	勤務時間	合計時間	休憩時間	勤務時間					
				0:00	8:30	12:00	13:00	17:15	0:00
1	0:00 ~ 5:00	7.75時間	5:00 ~ 6:00		5:00 6:00 8:45				
	6:00 ~ 8:45								
2	1:00 ~ 5:00	7.75時間	5:00 ~ 6:00	1:00	5:00 6:00 9:45				
	6:00 ~ 9:45								
3	2:00 ~ 6:00	7.75時間	6:00 ~ 7:00	2:00	6:00 7:00 10:45				
	7:00 ~ 10:45								
4	3:00 ~ 6:00	7.75時間	6:00 ~ 7:00	3:00	6:00 7:00 11:45				
	7:00 ~ 11:45								
5	4:00 ~ 7:00	7.75時間	7:00 ~ 8:00	4:00	7:00 8:00 12:45				
	8:00 ~ 12:45								
6	5:00 ~ 7:00	7.75時間	7:00 ~ 8:00	5:00	7:00 8:00 13:45				
	8:00 ~ 13:45								
7	6:00 ~ 11:00	7.75時間	11:00 ~ 12:00	6:00	11:00 12:00 14:45				
	12:00 ~ 14:45								
8	7:00 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00	7:00	12:00 13:00 15:45				
	13:00 ~ 15:45								
9	7:30 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00	7:30	12:00 13:00 16:15				
	13:00 ~ 16:15								
10	8:00 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00	8:00	12:00 13:00 16:45				
	13:00 ~ 16:45								

No.	勤務時間	合計時間	休憩時間	勤務時間					
				0:00	8:30	12:00	13:00	17:15	0:00
11	9:00 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00			9:00	12:00	13:00	17:45
	13:00 ~ 17:45								
12	9:30 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00			9:30	12:00	13:00	18:15
	13:00 ~ 18:15								
13	10:00 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 13:00			10:00	12:00	13:00	14:45
	13:00 ~ 18:45							18:45	
14	11:00 ~ 16:00	7.75時間	16:00 ~ 17:00			11:00	16:00	17:00	19:45
	17:00 ~ 19:45								
15	12:00 ~ 17:00	7.75時間	17:00 ~ 18:00			12:00	17:00	18:00	20:45
	18:00 ~ 20:45								
16	13:00 ~ 17:15	7.75時間	17:15 ~ 18:15			13:00	17:15	18:15	21:45
	18:15 ~ 21:45								
17	14:00 ~ 18:00	7.75時間	18:00 ~ 19:00			14:00	18:00	19:00	22:45
	19:00 ~ 22:45								
18	15:00 ~ 18:00	7.75時間	18:00 ~ 19:00			15:00	18:00	19:00	23:45
	19:00 ~ 23:45								
19	0:00 ~ 3:30	7.75時間	3:30 ~ 13:00	3:30		13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15								
20	1:00 ~ 4:30	7.75時間	4:30 ~ 13:00	1:00	4:30	13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15								
21	2:00 ~ 5:30	7.75時間	5:30 ~ 13:00	2:00	5:30	13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15								

No.	勤務時間	合計時間	休憩時間	勤務時間						
				0:00	8:30	12:00	13:00	17:15	0:00	
22	3:00 ~ 6:30	7.75時間	6:30 ~ 13:00	3:00	6:30		13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15									
23	4:00 ~ 7:30	7.75時間	7:30 ~ 13:00	4:00	7:30		13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15									
24	5:00 ~ 8:30	7.75時間	8:30 ~ 13:00	5:00	8:30		13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15									
25	8:30 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 17:15			8:30	12:00		17:15	21:30
	17:15 ~ 21:30									
26	8:30 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 18:15			8:30	12:00		18:15	22:30
	18:15 ~ 22:30									
27	8:30 ~ 12:00	7.75時間	12:00 ~ 19:15			8:30	12:00		19:15	23:30
	19:15 ~ 23:30									

No.	勤務時間	合計時間	休憩時間	勤務時間						
				0:00	8:30	12:00	13:00	17:15	0:00	
33	① 8:30 ~ 12:00	8.5時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	23:15	
	13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 23:15							
	23:15 ~ 0:00									
33	② 0:00 ~ 2:45	7時間	2:45 ~ 13:00	2:45			13:00	17:15		
	13:00 ~ 17:15									
34	① 8:30 ~ 12:00	12時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	18:15	22:30
	13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 18:15							
	18:15 ~ 22:30									
34	② 8:30 ~ 12:00	3.5時間			8:30	12:00				
35	① 8:30 ~ 12:00	12時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	19:15	23:30
	13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 19:15							
	19:15 ~ 23:30									
35	② 8:30 ~ 12:00	3.5時間			8:30	12:00				
36	① 8:30 ~ 12:00	11.5時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	20:15	
	13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 20:15							
	20:15 ~ 0:00									
36	② 0:00 ~ 0:30	4時間	0:30 ~ 8:30	0:30		8:30	12:00			
	8:30 ~ 12:00									
37	① 8:30 ~ 12:00	10.5時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	21:15	
	13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 21:15							
	21:15 ~ 0:00									
37	② 0:00 ~ 1:30	5時間	1:30 ~ 8:30	1:30		8:30	12:00			
	8:30 ~ 12:00									

No.	勤務時間	合計時間	休憩時間	勤務時間						
				0:00	8:30	12:00	13:00	17:15	0:00	
38	①	8:30 ~ 12:00	9.5時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	22:15
		13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 22:15						
		22:15 ~ 0:00								
38	②	0:00 ~ 2:30	6時間	2:30 ~ 8:30	2:30	8:30	12:00			
		8:30 ~ 12:00								
39	①	8:30 ~ 12:00	8.5時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	23:15
		13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 23:15						
		23:15 ~ 0:00								
39	②	0:00 ~ 3:30	7時間	3:30 ~ 8:30	3:30	8:30	12:00			
		8:30 ~ 12:00								
40	①	8:30 ~ 12:00	11.25時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	20:00
		13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 20:00						
		20:00 ~ 23:30								
40	②	0:30 ~ 4:45	4.25時間		0:30	4:45				
41	①	8:30 ~ 12:00	10.75時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	21:00
		13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 21:00						
		21:00 ~ 0:00								
41	②	0:00 ~ 0:30	4.75時間	0:30 ~ 1:30	0:30	1:30	5:45			
		1:30 ~ 5:45								
42	①	8:30 ~ 12:00	9.75時間	12:00 ~ 13:00		8:30	12:00	13:00	17:15	22:00
		13:00 ~ 17:15		17:15 ~ 22:00						
		22:00 ~ 0:00								
42	②	0:00 ~ 1:30	5.75時間	1:30 ~ 2:30	1:30	2:30	6:45			
		2:30 ~ 6:45								

※ 二日間にわたる勤務時間の割り振り変更のうち、28~30、34、35については、1日目②、2日目①として使用することができる。